

## ○松山市個人情報保護条例

平成16年12月21日  
条例第29号

松山市個人情報保護条例(平成9年条例第2号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報取扱事務の届出及び個人情報の収集(第6条—第8条)
- 第3章 個人情報の利用及び提供(第9条・第10条)
- 第4章 個人情報の適正な管理(第11条—第13条)
- 第5章 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求(第14条—第41条)
- 第6章 救済の手続及び松山市個人情報保護審議会(第42条—第49条)
- 第7章 指定管理者等が取り扱う個人情報の保護(第50条・第51条)
- 第8章 雜則(第52条—第57条)
- 第9章 罰則(第58条—第62条)

## 付則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(消防長を含む。)、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

- 2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報(松山市情報公開条例(平成12年条例第61号)第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

## (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

## (市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、相互に個人の権利利益を尊重するよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報取扱事務の届出及び個人情報の収集

## (個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項(第2号に掲げる事項を除く。次項において同じ。)を変更し、又は当該個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 実施機関の名称及び個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は同項の規定により届け出た事項を変更した日以後に同項の届出をすることができる。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を松山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、松山市個人情報保護審議会は、当該報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。  
(帳簿の作成及び閲覧)

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を取りまとめた帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合で、本人から収集することが当該事務の目的の達成を困難にし、又は当該事務の適正な遂行を阻害すると認められるとき。

(7) 次条ただし書の規定により他の実施機関から提供を受けるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、松山市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することをやむを得ないと認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは、この限りでない。

4 法令その他の定めに基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行おうとする者以外の者の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定により収集されたものとみなす。

### 第3章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 実施機関が内部で利用する場合であって、利用することについて相当な理由があり、かつ、所掌事務の遂行に必要な限度において利用するとき。

(5) 他の実施機関に提供する場合であって、提供を受ける実施機関が、利用することについて相当な理由があり、かつ、所掌事務の遂行に必要な限度において利用するとき。

(6) 国、地方公共団体その他実施機関以外のものに提供する場合であって、提供を受けるものが、使用することについて公益上相当な理由があり、かつ、事務又は業務の遂行に必要な限度において使用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、松山市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めるものとする。

### 第4章 個人情報の適正な管理

(個人情報の適正な管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを委託しようとするときは、その契約において、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けた者等の責務)

第13条 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、その受託した業務を行うに当たって、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第5章 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは他の地方公共団体の執行機関の指示等により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の検査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (6) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における依頼、協議等に基づいて、作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (7) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損ない、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (8) 市又は国等が行う事務事業に関する情報で、次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務事業に関し、開示することにより、正確な真実の把握を困難にすると認められる情報その他違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にすると認められる情報
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務事業に関し、開示することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められる情報
- ウ 調査研究に係る事務事業に関し、開示することにより、その公正かつ能率的な執行を不当に阻害すると認められる情報
- エ 人事管理に係る事務事業に関し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事務事業に関し、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害すると認められる情報
- カ アからオまでに定めるもののほか、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報

(部分開示)

- 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

- 第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

- 第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及び開示する日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。
- 4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全

部又は一部を開示しない旨の決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第21条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合で、当該情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに保有個人情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項及び第59条において同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して視聴その他実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の開示の実施をする場合において、当該保有個人情報が記録されている行政情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写し(電磁的記録については、前項の規定により実施機関が定める方法により複写

したものを含む。以下同じ。)により、これを行うことができる。

(費用の負担)

第26条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 他の法令の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に訂正請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求

についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去  
(2) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止  
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。  
3 第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第36条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所  
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項  
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由  
(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項  
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。  
3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定）

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由  
(2) 利用停止決定等をする期限  
(他の制度との調整)

- 第41条 他の法令の規定により、保有個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報が記録された行政情報の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該他の法令の定めるところによる。
- 2 他の法令の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該他の法令の定めるところによる。
- 3 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、松山市情報公開条例は、適用しない。

## 第6章 救済の手続及び松山市個人情報保護審議会

### (審議会への諮問)

- 第42条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、松山市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

### (諮問をした旨の通知)

- 第43条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立て人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

### (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

- 第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

### (審議会)

- 第45条 第42条の規定による諮問その他実施機関の諮問に応じ調査、審査又は審議(以下「審査等」という。)をするため、松山市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する審査等のほか、この条例の適正な運営に関する重要事項について審査等を行い、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (審議会の調査権限)

- 第46条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立て人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認

める者にその知っている事実を陳述させ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第47条 審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(会議の非公開)

第48条 第42条の規定による諮問に応じ不服申立てについて審査等を行う審議会の会議は、公開しない。

(その他)

第49条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 指定管理者等が取り扱う個人情報の保護

(指定管理者の責務)

第50条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

2 指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 実施機関は、指定管理者に対し、第1項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

(出資法人等の責務)

第51条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人その他の団体で、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

## 第8章 雜則

(国等との協力)

第52条 市長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認められるときは、国等に対し協力を要請し、又は国等の協力の要請に応じるものとする。

(適用除外等)

第53条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 図書館、博物館その他これらに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報

2 第6条及び第5章の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報については、適用しない。

(苦情の処理)

第54条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第55条 市長は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市長の調整)

第56条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いについて、報告を求め、又は助言することができる。

(規則への委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

第58条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第50条第1項の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第2項の規定によりされている個人情報取扱事務の届出は、この条例による改正後の第6条第1項の規定によりされた届出とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例第14条第1項若しくは第2項又は第19条第1項若しくは第2項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第25条第4項の規定により松山市個人情報保護審議会の委員に委嘱されている者は、この条例による改正後の第45条第4項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

付 則（平成17年3月25日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年10月1日条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月23日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。